

ながはまし農業委員会だより

令和3年4月1日発行 NO.29

《記事の内容》

- 市長と意見交換 =意見具申の回答を受けて=・・・P2～P5
- 女性農業者の組織化に向けて =女性農業委員と意見交換=・・・P6
- 令和2年度しがの農業経営塾 =卒業発表=・・・P6
- 農地の転用、売買、賃貸借には農地法の手続きが必要です・・・P7
- 農地台帳に関する調査（8・1調査）の廃止について・・・P7
- 農林水産大臣賞受賞 農業委員の北村富生氏・・・P8
- 長浜市農地賃借料情報について・・・P8

令和2年度しがの農業経営塾
で発表した廣部 慎太郎さん
（関連記事はP6）



市長と意見交換

意見具申の回答を受けて

長浜市農業委員会は12月17日に市長をはじめ、関係課と「農政懇談会」を開催しました。これは、10月27日に市に提出した「令和3年度 農業施策に関する意見書」での意見、要望に対する回答をいただき、意見交換を行ったものです。



1. 多様な担い手の確保と育成について

生きがい農家の育成

生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やJAのOBのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通じた実証圃場での研修を企画すること。

【回答】実証圃場での研修は、定年帰農者等が農業に取り組みきつかけづくりに有効と考えますので、生きがい農家の育成については、県と連携を図りながら、県農業技術センターなどが主催する研修会などを通じて進めていきます。

小規模農家の育成

「小規模農家営農継続支援事業補助金」の補助総額を増額すること。

【回答】小規模農家に対し農業機械の購入等を支援する、「小規模農家営農継続支援事業」については、農業委員会や農業者等からの要望等を踏まえ、本年度から新たにスター

トし、既に10件の補助実績がありますので、現在、次年度、予算の増額に向け、調整中です。

中規模・大規模農家の支援

① 農業機械の免許取得や技能習得を支援すること。

② 中規模・大規模農家が営農を継続でき、営農継続が不可能な事態に陥った場合でも、その農地が担い手により耕作され、遊休化することのない地域ごとの支援体制を構築すること。

【回答】農業機械の免許取得については、農法人または集落営農組織に対し農業機械の操作に必要な大型特殊免許等の取得を支援するとともに、技能習得については、各担い手農家に対し湖北地域農業センターなどが主催する様々なセミナーや研修会等通じて支援しており、引き続き、必要な支援を進めていきます。

また、平成29年度に市とJA北びわこが「緊急時における農作業支援協定」を締結し、農業者がケガなどにより営農活動ができなくなった場合の緊急支援体制を整備しています。

加えて、中核農業者が主体的に相互協力組織をつくるなど、営農が継続できる仕組みやサポート体制を構築されている地域もありますので、地域の農業委員会や農地利用最適化推進委員会さんと連携を図りながら、こうした取り組みの拡大を進めていきます。

有効な支援策についても、引き続き、県、JAなど関係機関と連携を図りながら、検討を進めていきます。



▲令和3年度の農業施策について議論した意見交換会

女性農業者の支援

- ① 女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修をすること。
- ② 女性農業者による組織設置及び情報共有の場をつくること。
- ③ 女性ならではの経営支援及び助成制度を創設すること。

【回答】農業者については、男女問わず、湖北地域農業センターなどと連携し、様々なセミナーや研修会等を通じて、経営や技術力等の向上を支援しており、引き続き、必要な支援を進めていきます。

女性農業者の組織設置や情報共有できる場づくりについては、女性農業者の就業機会・労働力の確保及び交流・連携等を進めていくうえで大変有効と考えます。

本年度見直し中の「長浜市農業活性化プラン」（後期・令和3年度～令和5年度）の基本施策の柱の一つである、「担い手の育成」の施策内容に「女性農業者が能力を発揮できる環境整備への支援」を新たに追加する方向で調整中であり、今後、県やJAなど関係機関と連携しながら、女性農業者による組織づくりや情報共有の場づくりのため、必要な支援を進めていきます。

女性農業者への経営支援については、JA等関係機関との連携による支援強化と、

女性農業者の先進的な取り組みの情報提供など、引き続き、必要な支援を進めていきます。

農業サポーター制度の開設

茨城県牛久市の「農業サポーター制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつける仕組みを構築すること。

【回答】農業経営者と労働力を結びつける仕組みについては、県と連携を図りながら、引き続き、農業経営者と就農者との「マッチング事業」を進めていきます。なお、茨城県牛久市の事例も含め、新たな仕組みづくりについても、必要な調査研究を進めていきます。

2. 持続可能な農業経営の支援について 野菜の産地化支援

今年度創設された、「加工用野菜産地化緊急支援事業補助金」を継続すること。

【回答】加工用野菜産地化緊急支援事業については、JAが米・麦・大豆に代わる高収益作



▲大型機械によるキャベツの収穫

物として加工用タマネギ及び加工用キャベツ（以下「加工用野菜」という。）の産地化を目指し、生産拡大中に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、外食産業の需要が急激に縮小したため、JA及び全農しなどが連携し、事業を継続していく体制や仕組みを維持・構築し、新たな販路開拓等につなげていただけるよう、「長浜市くらし・経済再生支援（第2弾）」として、緊急的に実施した事業です。

今後、国が進める加工食品や外食・中食の国産への切り替え等の施策を注視しつつ、引き続き、JA及び全農しなどが連携しながら、加工用野菜の産地化を進めていきます。加えて、引き続き、小谷城スマートIC栽培実験農場において、市場等のニーズに応える、マーケットインの視点による「出口戦略」を持つ企業等と連携し、他の野菜等の「産地化」も進めていきます。

ビニールパイプハウスの支援拡充

近年の勢力の非常に強い台風にも耐える施設とするために補強対策にかかる補助メニューの拡充と上限額を引き上げること。

【回答】ビニールパイプハウスについては、平成30年9月を本市に直撃しました、台風21号により、全壊や半壊など、大きな被害がありました。

ビニールパイプハウスの再建には、多くの費用と時間を要することから、より頑丈で、耐久性の高いものを設置いただくことで、農業者の経営の安定化及び地域農業の維持につなげていく必要があります。現在、次年度、園芸用ビニールパイプハウス類設置事業の補助基準額の引き上げに向け、調整中です。

農業者収入保険加入促進事業の継続

「農業者収入加入促進支援事業」を次年度以降も継続すること。

【回答】農業者収入保険加入促進支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、近年多発する自然災害による農業収入の減少など、農業者のリスクへの強化と負担軽減を図り、農業者の経営の安定化及び地域農業の維持につなげていただける



▲支援を受け、再建されたビニールパイプハウス

よう、「長浜市くらし・経済再生支援（第5弾）」として緊急的に実施した事業です。農業者のセーフティネットの確保及び農業経営収入保険の加入促進等を図るため、現在、次年度の継続に向け、調整中です。

ブロックローテーションの支援

- ① 経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューを拡充すること。
- ② 補助単価を令和元年度の単価まで増額すること。

【回答】集落ぐるみのブロックローテーションについては、ご提案の経営体単位の運用や今後の生産調整のあり方等も含め、地域が主体的により効果的な取り組みを進めていただけるよう、市、JA等で構成する、長浜市農業再生協議会において、引き続き、協議・検討を進めていきます。

また、補助単価については、要件の見直しを行い、農業委員会から要望のありました複数年の取組についても、本年度から補助対象とさせていただきますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

3. 鳥獣害対策について

- ① 集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置、わな等購入、狩猟免許取得の支援を継続すること。

【回答】ご提案の集落ぐるみの支援については、

今後も、被害軽減のため、継続してまいります。

- ② サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特に、サルの群れは凶暴化しているため、人及び農作物への被害防止に向けた、有効な対策及び新たな取り組みを検討すること。

【回答】野生鳥獣については、年間を通じて「銃器」や「わな」による捕獲を実施しており、今後も継続して実施してまいります。特にニホンザルの捕獲については、平成28年度123頭から令和元年度412頭（約3.3倍）、本年度については、11月末現在、既に439頭を捕獲しており、年度末550頭（同比約4.5倍）の捕獲を見込んでいます。新たな対策については、令和元年度から県と連携し、「新型くくりわな」による捕獲方法の実証実験を実施中であり、本事業の成果等も検証しながら総合的に検討してまいります。

- ③ 人里と獣の緩衝帯を作るための里山リニューアル整備については約50自治会が事業完了をされているが、未実施のところについても事業を拡大すること。

【回答】県補助事業の里山リニューアル事業については、緩衝帯を設けるなど森林整備を進め、野生鳥獣の生息防止を図るため本年度、1地区（飯山町）で実施しています。

4. 遊休農地対策について

将来にわたり、集落ぐるみで主体的に里山の維持管理を継続していただけるよう引き続き県に対し事業継続を要望していきます。

耕作放棄地解消対策補助金を今後も継続すること。

【回答】遊休農地については、自治会、営農組織及び農業者等による主体的な耕作放棄地の解消を支援するため、平成26年度から「持続できる遊休農地活用支援事業」を、令和元年度からは新たに「耕作放棄地解消対策事業」を実施し、事業開始から6年間で約7.5haの遊休農地の解消につながったところ です。

5. 国・県への要望について

引き続き、農業委員会、JA等関係機関と連携し、農地の利用状況の適正な把握、遊休農地の解消及び拡大防止に努めていきます。

① 令和2年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、農業・農村の存続という原点に返って、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として育成・支援するとしており、農業・農村が活気ある中で存続できよう幅広い担い手の支援について、早期に実施すること。

② 持続可能な農業経営に向けては、常に担い手及び後継者の確保・育成が課題となり

ますが、収益が上がらなければ、担い手も後継者も育つわけがありません。特に稲作農家は厳しい現状におかれています。若者が農業を職業として、他産業と同列の選択肢としてとり入れる産業となるよう、国の責任において収益の上がる産業に育てるよう強く要望すること。

【回答】現在、県、JA、農業委員会及び市で構成する「長浜市関係機関連携会議」を月1回のペースで開催し各集落の担い手の状況や集落の課題について、情報共有と協議、検討を進めています。ここでの情報共有や議論を踏まえ、連携会議のメンバーが各集落に出向き、5年後、10年後の地域農業を守る仕組みづくりや次代を担う人材確保、農地の集積等の話し合いを実施し、「人・農地プラン」の策定に繋がっています。引き続き、地域との話し合いを実施し、担い手の育成・確保をしっかりと進めていきます。また、農業の担い手の育成・確保については県全体の課題でもあり、今後、農業が魅力ある、成長産業として発展し、夢をもって若者に職業選択をしていただけるよう引き続き、支援策について県に対し強く要望していきます。

③ 2021年産米の需給均衡には、人口減にコロナ禍が加わり、20年産米の作付

けが過剰気味で作柄も良かったことから、21産の適正生産量は、20年産の生産量から56万トン減となり、過去最大級となる10万ha規模の生産調整強化が必要となります。

この大規模な転作拡大は、全国での取り組みが不可欠で、生産数量の目安と同時に大きな支援策をセットで示さなければ対応できるものではありません。米価の安定こそが稲作農家の継続につながる唯一の道であり、日本人の主食であるコメと広大な国土を守るために、コメの需給調整並びに価格安定については、国の責任において実施すること。

【回答】米の需給調整並びに価格安定対策については、農業者の経営の安定化及び農業の持続的発展を図るため、国の責任において実施すべきものであり、引き続き、県を通じて強く要望していきます。



▲米価安定を望む稲作農家

女性農業者の組織化に向けて

女性農業者と意見交換

長浜市は意見具申を受け、女性農業者の組織づくりのために令和3年1月18日に長浜市役所の会議室にて、角田会長と女性農業者委員4人の参加のもと、さっそく意見交換会を開催していただきました。

意見交換においては、女性農業者が活躍できる環境をイメージし、組織の在り方、目的、会員の要件などに加え、交流事業や人材育成

事業など活動内容についても自由に発言しました。農業の現場では、女性ならではの視点やアイデアが生み出した商品やサービスも多いことから、女性農業者の活躍が期待され、女性が働きやすい環境整備が求められています。

農林水産省では、農村女性活躍の意義・効果について、「女性が働きやすい環境は、若者、高齢者、障がい者など多様な人々にとっても働きやすい環境でもある」ということ、また、「農業における収益力向上やイノベーション効果が期待されること」と「女性の農業における活躍推進に向けた検討会」でまとめています。

卒業発表

令和2年度しがの農業経営塾

長浜市から参加した廣部さんを紹介합니다。



ひろべ しんたろう
廣部 慎太郎さん

(口分田町)

農産物の主な品目
米、麦、大豆、玉ねぎ

廣部さんは、将来の滋賀県農業を牽引するトップランナー育成を目的とした「しがの農業経営塾」のベーシックコースに参加され、専門家の講義や先進的な農業者との意見交換を通して、持続可能な農業経営に必要なノウハウを習得し、全過程を修了されました。

卒業にあたっては、自身が経営する農業法人の将来像を明確にイメージし、経営ビジョン及び中期計画について発表されていました。

「地域のことや後継者不足の課題はありますが、やり方次第で個性が出て、丁寧にすればするほど結果がついてくる」と語る廣部さんの笑顔は自信と楽しさに満ちていました。

これからの長浜市の農業を、力強く牽引していただくことを期待しています。



本市においても、女性が働きやすく活躍できる環境をつくることは大変重要です。今後市と女性農業者の代表でもある女性農業委員と意見交換会や検討会を開催しながら、組織設立に向け進めていきます。



▲自由に発言した意見交換会

農地の転用、売買、賃貸借 には、手続きが必要です

農地を耕作目的で売買したり、賃貸借する時は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可を受けるためには、全部効率利用要件や下限面積など要件をすべてを満たす必要があります。詳しくは農業委員会までご相談ください。

農地を農地以外に変更する場合(転用)には農地法の第4条または第5条に基づく農業委員会の許可が必要です。また転用する農地、転用目的により、制限がかかる場合もあるので、事前にご相談ください。

◆農地法第4条許可

自分名義の農地を自分が使うために転用する場合

〔例〕 自分名義の農地を転用し、駐車場を整備する場合

◆農地法第5条許可

自分以外の農地を買ったり、借りたりして転用する場合

〔例〕 親名義の農地を転用し、子供が住宅を建築する場合

◎申請の一部を見直し

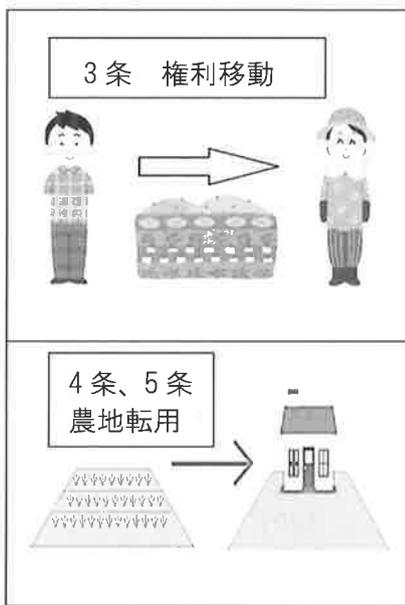
農業委員会では、申請者の負担軽減、コロナ禍における接触機会の削減の観点から、次の2点を見直しました。

① 農業委員及び農地利用最適化推進委員の確認書の廃止

6月総会(4月16日以降の申請)から確認書の添付を廃止し、後日、農業委員及び農地利用最適化推進委員が確認することとします。

② 現地立合いの原則廃止

4月から現地確認は農業委員のみで実施し、申請者の立ち合いを求めないこととします。ただし、大規模な転用など現地での説明が必要な場合は、今までどおり立ち合いを求めますので、ご協力をお願いします。



農地台帳に関する調査

(8・1調査)の廃止について

農業委員会では、農家の皆さんの耕作状況を把握するために、毎年8月1日を基準日として、農地をお持ちの全農家を対象に「農地台帳に関する調査(いわゆる8・1調査)」を実施していますが、令和3年度から次の3点により農地台帳に関する調査を廃止します。

① 平成28年に施行された「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、農業委員の選任方法が選挙制から市長の任命制に変更されたことにより、「農業委員会委員選挙人名簿」を調製する必要がなくなったこと。

② 農地台帳は、農地法に基づき、固定資産課税台帳及び住民基本台帳と毎年照合していること。

③ 利用権の設定、解約、農地転用などの農地に関する法に基づいた手続きによる情報を常に把握できること。

※ なお、農業者の経営実態及び意向を把握するため、意向調査は方法を変えて実施します。

農林水産大臣賞受賞 農業委員の北村富生氏

農林水産省の令和2年度鳥獣対策優良活動表彰を農業委員の北村富生さんが受賞されました。令和2年度の個人の部での表彰は、ひとりだけです。北村委員は、滋賀県獣害対策アドバイザーや長浜市農業委員会獣害特別対策委員長を務めています。主に長浜の鳥羽上北集落で獣害対策研修会、集落環境点検、被害防止プランの策定やワイヤーメッシュ柵など防護柵の設置などの獣害対策に取り組み、また、被害対策道具の自作や住民への普及啓発により、地域被害を軽減させたことや、県内の獣害対策リーダーとなり、地域に貢献したことなどが高く評価されました。

北村委員は、「ワイヤーメッシュ柵の設置や草刈り等により、集落内の交流が生まれたことや被害額が10年間で約250万円から約3万円に減額し、獣害による農家の喪失感が和らいだことが何より嬉しい」と語っておられました。



長浜市農地賃借料情報について

本情報は、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安として提供させていただくものです。

本情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等)に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。

【田】地区別農地賃借料

(単位：10a)

地区名	平均額 (昨年の額)	最高額 (昨年の額)	最低額 (昨年の額)	データ数 (昨年のデータ数)	※参考 H30~R2 累計平均額
長浜	9,986円 (9,638円)	13,400円 (18,000円)	5,000円 (3,000円)	146 (268)	9,688円
浅井	9,790円 (9,991円)	11,200円 (11,000円)	3,000円 (8,300円)	204 (22)	9,814円
びわ	9,608円 (9,880円)	11,200円 (12,000円)	9,000円 (3,743円)	44 (82)	9,720円
虎姫	10,137円 (10,486円)	11,000円 (11,000円)	9,500円 (10,000円)	78 (36)	10,234円
湖北	11,625円 (10,966円)	13,000円 (20,000円)	10,500円 (6,600円)	32 (38)	11,417円
高月	9,362円 (8,608円)	15,000円 (20,000円)	2,000円 (3,000円)	108 (128)	9,248円
木之本	8,556円 (5,900円)	10,000円 (10,000円)	7,000円 (2,000円)	27 (20)	8,019円
余呉	3,613円 (3,098円)	9,700円 (10,000円)	800円 (2,000円)	67 (290)	3,837円
西浅井	3,889円 (3,000円)	10,000円 (4,000円)	3,000円 (1,000円)	5 (6)	4,818円
市全域	8,536円 (7,352円)	15,000円 (20,000円)	800円 (2,000円)	711 (890)	8,497円

①サンプルとしたデータは、令和2年中に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借り(利用権設定)で賃借料設定をされた事例を収集したものです。※1 使用貸借(賃料なし)のデータは除いています。 ※2 平均額の算出に際しては、最高額と最低額を除いています。

②データ数とは、集計に用いた筆数です。

編集・発行 長浜市農業委員会

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 (長浜市役所本庁舎 2階)

TEL:0749(65)6549 FAX:0749(65)1602 E-mail:noui@city.nagahama.lg.jp